

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)
第I編 第1章 ②請負工事の 工事費構成 I-3-②-2 (①7)	<p>(3) 維持工事(複数年度の債務工事) 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。(2カ年債務の例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> </div> <p>請負工事費</p> <p>1-2 請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 直接工事費 (略) (2) 間接工事費 (略) (3) 一般管理費等 (略) (4) 消費税相当額 (略)</p> <p style="text-align: right;">I-3-②-2</p>	<p>(なし)</p> <p>1-2 請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 直接工事費 (略) (2) 間接工事費 (略) (3) 一般管理費等 (略) (4) 消費税相当額 (略)</p> <p style="text-align: right;">I-3-②-2</p>
①7	①7	①7

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)		
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-5 (①17)	表-1 工種区分	表-1 工種区分		
	工種区分	工種内容	工種区分	工種内容
	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 <u>光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 <u>護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁、プレテンション桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設橋)、 <u>落橋防止工(RC構造)</u> 、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、 <u>工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</u>	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁、プレテンション桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、 <u>床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)</u> 、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、 <u>門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</u>
	海岸工事	(略)	海岸工事	(略)
	道路改良工事	(略)	道路改良工事	(略)
	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装 <u>に関する工事</u> にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 <u>スノーシェッド(鋼構造)</u> 、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 側道橋架設、横断歩道橋架設を単独発注する場合 ただし、 <u>工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</u>	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設 <u>塗装及び修繕</u> に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 <u>橋梁補修工(鋼板接着・増桁)</u> 、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 側道橋架設、横断歩道橋架設を単独発注する場合
	PC橋工事	(略)	PC橋工事	(略)
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、 <u>コンクリート橋の支承</u> 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 <u>橋梁補修工(鋼板接着・増桁)</u> 、落橋防止工(RC構造以外)、 <u>鋼橋の支承修繕の工事</u> 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	(なし)		
舗装工事	(略)	舗装工事	(略)	
①17	I-2-②-5	①17	I-2-②-5	

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)		旧(平成27年10月1日)			
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-6 (①18)	工種区分	工 種 内 容	工種区分	工 種 内 容		
	共同溝等 工 事	(1)	(略)	共同溝等 工 事	(1)	(略)
		(2)	(略)		(2)	(略)
	トンネル工事		(略)	トンネル工事		(略)
	砂防・地すべり等 工事		(略)	砂防・地すべり等 工事		(略)
	道路維持工事		供用中の道路にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. _____道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{※1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, _____路面工, 法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 ^{※1} , 樹木等及び区画線等の設置 4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事 6. 道路照明灯設置, 道路植樹工を単独発注する場合 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用	道路維持工事		供用中の道路にあって、次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工, 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{※1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, 高欄取替工, 路面工, 法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 ^{※1} , 樹木等及び区画線等の設置 3. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1, 2, 3及び3に類する工事 5. 道路照明灯設置, 道路植樹工を単独発注する場合 ※1: 局部的新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用
	河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 6. 未供用(全面通行止を含む)の道路における「道路維持工事」 7. 1, 2, 3, 4, 5及び6に類する工事	河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 5. 未供用(全面通行止を含む)の道路における「道路維持工事」 6. 1, 2, 3, 4____及び5に類する工事
	下水道 工 事	(1)	(略)	下水道 工 事	(1)	(略)
		(2)	(略)		(2)	(略)
		(3)	(略)		(3)	(略)
	公園工事		(略)	公園工事		(略)
	コンクリートダム工事		(略)	コンクリートダム工事		(略)
	フィルダム工事		(略)	フィルダム工事		(略)
	電線共同溝工事		(略)	電線共同溝工事		(略)
情報ボックス工事		(略)	情報ボックス工事		(略)	
港湾・ 漁港工 事	浚渫工事	(略)	港湾・ 漁港工 事	浚渫工事	(略)	
	構造物工事	(略)		構造物工事	(略)	
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)		※次ページから移動 (略)				
I-2-②-6		①18	I-2-②-6		①18	

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																																														
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-7 (①19)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港構造物工事・ 海岸工事</td> <td>港湾構造物, 海岸工事にあって, 防舷材のみを取り付ける工事, 電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算 共通仮設費の率分の算定は, 別表第1(第1表~第10表)^{*1}の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を, 当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。 ※ 別表第1(第1表~第10表)は, 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 イ) 施工地域, 工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表~第10表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし, 補正値の加算については, コンクリートダム, フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。 なお, 下表は, 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済, 小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="text-align: center;">補正値(%)</th> <th style="text-align: center;">補正係数 鋼橋架設工事, 電線共同溝工事 道路維持工事, 舗装工事 橋梁保全工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(右記工種においては補正係数を適用)</td> <td style="text-align: center;">3.00</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> </tr> <tr> <td>重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td>b. 空港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td>c. 上記a, b以外</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地: 施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。 DID地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部: 施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾: 小名浜港, 相馬港 地方港湾: 江名港, 中之作港, 久之浜港, 翁島港, 湖南港</p> <p>注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合: ①施工場所において, 一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において, 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において, 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-7</p> <p style="text-align: center;">①19</p>	工種区分	工種内容	港湾・漁港構造物工事・ 海岸工事	港湾構造物, 海岸工事にあって, 防舷材のみを取り付ける工事, 電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事	空港用地造成工事	(略)	空港舗装工事	(略)	空港維持工事	(略)	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事, 電線共同溝工事 道路維持工事, 舗装工事 橋梁保全工事	市街地(右記工種においては補正係数を適用)	3.00	1.3	重要港湾・市街地に係る漁港	2.25		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	2.25	b. 空港	2.25	c. 上記a, b以外	2.25	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)</td> <td style="text-align: center;">※前ページに移動 (略)</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算 共通仮設費の率分の算定は, 別表第1(第1表~第8表)^{*1}の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を, 当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。 ※ 別表第1(第1表~第8表)は, 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 イ) 施工地域, 工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表~第8表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし, 補正値の加算については, コンクリートダム, フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。 なお, 下表は, 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済, 小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="text-align: center;">補正値(%)</th> <th style="text-align: center;">補正係数 鋼橋架設工事, 電線共同溝工事 道路維持工事, 舗装工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(右記工種においては補正係数を適用)</td> <td style="text-align: center;">3.00</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> </tr> <tr> <td>重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td>b. 空港</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td>c. 上記a, b以外</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地: 施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。 DID地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 地方部: 施工地域が上記以外の地区をいう。 重要港湾: 小名浜港, 相馬港 地方港湾: 江名港, 中之作港, 久之浜港, 翁島港, 湖南港</p> <p>注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合: ①施工場所において, 一般交通等の影響を受ける場合 ②施工場所において, 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において, 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-7</p> <p style="text-align: center;">①19</p>	工種区分	工種内容	海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)	※前ページに移動 (略)	空港用地造成工事	(略)	空港舗装工事	(略)	空港維持工事	(略)	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事, 電線共同溝工事 道路維持工事, 舗装工事	市街地(右記工種においては補正係数を適用)	3.00	1.3	重要港湾・市街地に係る漁港	2.25		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	2.25	b. 空港	2.25	c. 上記a, b以外	2.25	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0
工種区分	工種内容																																																															
港湾・漁港構造物工事・ 海岸工事	港湾構造物, 海岸工事にあって, 防舷材のみを取り付ける工事, 電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事																																																															
空港用地造成工事	(略)																																																															
空港舗装工事	(略)																																																															
空港維持工事	(略)																																																															
施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事, 電線共同溝工事 道路維持工事, 舗装工事 橋梁保全工事																																																														
市街地(右記工種においては補正係数を適用)	3.00	1.3																																																														
重要港湾・市街地に係る漁港	2.25																																																															
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																															
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25																																																														
	b. 空港	2.25																																																														
	c. 上記a, b以外	2.25																																																														
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0																																																														
工種区分	工種内容																																																															
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)	※前ページに移動 (略)																																																															
空港用地造成工事	(略)																																																															
空港舗装工事	(略)																																																															
空港維持工事	(略)																																																															
施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事, 電線共同溝工事 道路維持工事, 舗装工事																																																														
市街地(右記工種においては補正係数を適用)	3.00	1.3																																																														
重要港湾・市街地に係る漁港	2.25																																																															
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																																															
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25																																																														
	b. 空港	2.25																																																														
	c. 上記a, b以外	2.25																																																														
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0																																																														

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																																																																																																																																												
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-8 (①20)	<p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。</p> <p>ハ) 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1(第1表~第10表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。 また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)+施工地域・工事場所による補正値) または 共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)×施工地域・工事場所による補正係数) ただし、共通仮設費率(Kr)は別表第1の第1表~第10表による。</p> <p>(4) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> <p>別表第1 共通仮設費率</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>18.80</td><td>357.9169</td><td>-0.1888</td><td>7.16</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td><u>31.16</u></td><td><u>1,842.8291</u></td><td><u>-0.2614</u></td><td><u>8.18</u></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>19.62</td><td>611.8500</td><td>-0.2204</td><td>6.36</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>19.17</td><td>85.5000</td><td>-0.0958</td><td>11.75</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td><u>57.54</u></td><td><u>16,002.6000</u></td><td><u>-0.3606</u></td><td><u>9.09</u></td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>40.56</td><td>2,455.8504</td><td>-0.2629</td><td>10.58</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>25.64</td><td>652.6500</td><td>-0.2074</td><td>8.88</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>22.79</td><td>936.7500</td><td>-0.2381</td><td>6.74</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>16.20</td><td>72.0044</td><td>-0.0956</td><td>9.93</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>14.94</td><td>60.0400</td><td>-0.0891</td><td>9.47</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>28.40</td><td>742.3500</td><td>-0.2091</td><td>9.75</td></tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-8</p> <p style="text-align: right;">①20</p>	工種区分		補正値(%)	港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20	構造物工事	0.90	海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)		0.90	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事	18.80	357.9169	-0.1888	7.16	河川・道路構造物工事	<u>31.16</u>	<u>1,842.8291</u>	<u>-0.2614</u>	<u>8.18</u>	海岸工事	19.62	611.8500	-0.2204	6.36	道路改良工事	19.17	85.5000	-0.0958	11.75	鋼橋架設工事	<u>57.54</u>	<u>16,002.6000</u>	<u>-0.3606</u>	<u>9.09</u>	PC橋工事	40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58	舗装工事	25.64	652.6500	-0.2074	8.88	砂防・地すべり等工事	22.79	936.7500	-0.2381	6.74	公園工事	16.20	72.0044	-0.0956	9.93	電線共同溝工事	14.94	60.0400	-0.0891	9.47	情報ボックス工事	28.40	742.3500	-0.2091	9.75	<p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。</p> <p>ハ) 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1(第1表~第8表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。 また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾・漁港工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)+施工地域・工事場所による補正値) または 共通仮設費(率分)=対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)×施工地域・工事場所による補正係数) ただし、共通仮設費率(Kr)は別表第1の第1表~第8表による。</p> <p>(4) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。</p> <p>別表第1 共通仮設費率</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>18.80</td><td>357.9169</td><td>-0.1888</td><td>7.16</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td><u>40.41</u></td><td><u>10,360.9355</u></td><td><u>-0.3554</u></td><td><u>6.56</u></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>19.62</td><td>611.8500</td><td>-0.2204</td><td>6.36</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>19.17</td><td>85.5000</td><td>-0.0958</td><td>11.75</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td><u>39.15</u></td><td><u>949.7164</u></td><td><u>-0.2043</u></td><td><u>13.77</u></td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>40.56</td><td>2,455.8504</td><td>-0.2629</td><td>10.58</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>25.64</td><td>652.6500</td><td>-0.2074</td><td>8.88</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>22.79</td><td>936.7500</td><td>-0.2381</td><td>6.74</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>16.20</td><td>72.0044</td><td>-0.0956</td><td>9.93</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>14.94</td><td>60.0400</td><td>-0.0891</td><td>9.47</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>28.40</td><td>742.3500</td><td>-0.2091</td><td>9.75</td></tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-8</p> <p style="text-align: right;">①20</p>	工種区分		補正値(%)	港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20	構造物工事	0.90	海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)		0.90	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	河川工事	18.80	357.9169	-0.1888	7.16	河川・道路構造物工事	<u>40.41</u>	<u>10,360.9355</u>	<u>-0.3554</u>	<u>6.56</u>	海岸工事	19.62	611.8500	-0.2204	6.36	道路改良工事	19.17	85.5000	-0.0958	11.75	鋼橋架設工事	<u>39.15</u>	<u>949.7164</u>	<u>-0.2043</u>	<u>13.77</u>	PC橋工事	40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58	舗装工事	25.64	652.6500	-0.2074	8.88	砂防・地すべり等工事	22.79	936.7500	-0.2381	6.74	公園工事	16.20	72.0044	-0.0956	9.93	電線共同溝工事	14.94	60.0400	-0.0891	9.47	情報ボックス工事	28.40	742.3500	-0.2091	9.75
工種区分		補正値(%)																																																																																																																																																												
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20																																																																																																																																																												
	構造物工事	0.90																																																																																																																																																												
海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)		0.90																																																																																																																																																												
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																									
	下記の率とする	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																										
		A	b																																																																																																																																																											
河川工事	18.80	357.9169	-0.1888	7.16																																																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	<u>31.16</u>	<u>1,842.8291</u>	<u>-0.2614</u>	<u>8.18</u>																																																																																																																																																										
海岸工事	19.62	611.8500	-0.2204	6.36																																																																																																																																																										
道路改良工事	19.17	85.5000	-0.0958	11.75																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	<u>57.54</u>	<u>16,002.6000</u>	<u>-0.3606</u>	<u>9.09</u>																																																																																																																																																										
PC橋工事	40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58																																																																																																																																																										
舗装工事	25.64	652.6500	-0.2074	8.88																																																																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	22.79	936.7500	-0.2381	6.74																																																																																																																																																										
公園工事	16.20	72.0044	-0.0956	9.93																																																																																																																																																										
電線共同溝工事	14.94	60.0400	-0.0891	9.47																																																																																																																																																										
情報ボックス工事	28.40	742.3500	-0.2091	9.75																																																																																																																																																										
工種区分		補正値(%)																																																																																																																																																												
港湾・漁港工事	浚渫工事	1.20																																																																																																																																																												
	構造物工事	0.90																																																																																																																																																												
海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)		0.90																																																																																																																																																												
対象額 適用区分 工種区分	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																									
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																										
		A	b																																																																																																																																																											
河川工事	18.80	357.9169	-0.1888	7.16																																																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	<u>40.41</u>	<u>10,360.9355</u>	<u>-0.3554</u>	<u>6.56</u>																																																																																																																																																										
海岸工事	19.62	611.8500	-0.2204	6.36																																																																																																																																																										
道路改良工事	19.17	85.5000	-0.0958	11.75																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	<u>39.15</u>	<u>949.7164</u>	<u>-0.2043</u>	<u>13.77</u>																																																																																																																																																										
PC橋工事	40.56	2,455.8504	-0.2629	10.58																																																																																																																																																										
舗装工事	25.64	652.6500	-0.2074	8.88																																																																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	22.79	936.7500	-0.2381	6.74																																																																																																																																																										
公園工事	16.20	72.0044	-0.0956	9.93																																																																																																																																																										
電線共同溝工事	14.94	60.0400	-0.0891	9.47																																																																																																																																																										
情報ボックス工事	28.40	742.3500	-0.2091	9.75																																																																																																																																																										

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																																	
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-9, 10 (①21, 22)	第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>40.98</td> <td>10,575.3000</td> <td>-0.3558</td> <td>10.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19	(なし)																														
	対象額 適用区分 工種区分		600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																													
		下記の率とする	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																														
			A	b																																															
	橋梁保全工事	40.98	10,575.3000	-0.3558	10.19																																														
	第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>35.91</td> <td>6,176.0569</td> <td>-0.3548</td> <td>8.96</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>13.58</td> <td>40.2168</td> <td>-0.0748</td> <td>10.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		道路維持工事	35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96		河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14	第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>42.74</td> <td>51,908.4499</td> <td>-0.4895</td> <td>6.30</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>13.58</td> <td>40.2168</td> <td>-0.0748</td> <td>10.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		道路維持工事	42.74	51,908.4499	-0.4895	6.30	河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14
	対象額 適用区分 工種区分		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																													
		下記の率とする	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																														
			A	b																																															
	道路維持工事	35.91	6,176.0569	-0.3548	8.96																																														
河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14																																															
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																															
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																															
		A	b																																																
道路維持工事	42.74	51,908.4499	-0.4895	6.30																																															
河川維持工事	13.58	40.2168	-0.0748	10.14																																															
第4表	(略)	(略)																																																	
第5表	(略)	(略)																																																	
第6表	(略)	(略)																																																	
第6-1表	(略)	(略)																																																	
第7表	(略)	(略)																																																	
第8表	(略)	(略)																																																	
第9表	(略)	(略)																																																	
第10表	(以下、略)	(以下、略)																																																	
①21, 22	I-2-②-9, 10	I-2-②-9, 10																																																	

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)
第I編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-20 (①32)	<p style="text-align: right;">(略)</p> 2-3 準備費 (1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 準備及び後片付けに要する費用 <p style="text-align: right;">(略)</p> 2) 調査・測量、丁張等に要する費用 <p style="text-align: right;">(略)</p> 3) <p style="text-align: right;">(略)</p> 4) <p style="text-align: right;">(略)</p> 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、 <u>直接工事費</u> に積上げ計上する。 <p style="text-align: right;">I-2-②-20</p> <p style="text-align: right;">①32</p>	<p style="text-align: right;">(略)</p> 2-3 準備費 (1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 準備及び後片付けに要する費用 <p style="text-align: right;">(略)</p> 2) 調査・測量、丁張等に要する費用 <p style="text-align: right;">(略)</p> 3) <p style="text-align: right;">(略)</p> 4) <p style="text-align: right;">(略)</p> 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、 <u>安全費</u> に積上げ計上する。 <p style="text-align: right;">I-2-②-20</p> <p style="text-align: right;">①32</p>
第I編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-21 (①33)	<p style="text-align: right;">(略)</p> 2-5 安全費 (1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。 <u>1) 安全施設等に要する費用</u> <u>2) 安全管理等に要する費用</u> <u>3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</u> (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、 <u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u> 、 <u>照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</u> ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範な工事(ダム・トンネル工事)は除く) ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用(ただし、「 <u>ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン</u> 」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。) ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p style="text-align: center;">上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <u>① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用</u> <u>② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用(積算方法は、第8章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による)</u> <u>③ 高圧作業の予防に要する費用</u> <u>④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</u> <u>⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用</u> <u>⑥ トンネル工事における呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)に要する費用</u> <u>⑦ 県産木材を利用した工事名標示板の設置に要する費用(1工事現場当り2基の工事名標示板加算額S9990の計上を標準とする。ただし、災害復旧工事を除く。)</u> <u>⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</u> <p style="text-align: right;">I-2-②-21</p> <p style="text-align: right;">①33</p>	<p style="text-align: right;">(略)</p> 2-5 安全費 (1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。 <u>1) 交通管理に要する費用</u> <u>2) 安全施設等に要する費用</u> <u>3) 安全管理等に要する費用</u> <u>4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</u> (2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。 ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、 <u>照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</u> ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範な工事(ダム・トンネル工事)は除く) ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用(ただし、「 <u>ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン</u> 」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。) ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p style="text-align: center;">上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <u>① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</u> <u>② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用</u> <u>③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用(積算方法は、第8章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による)</u> <u>④ 高圧作業の予防に要する費用</u> <u>⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用</u> <u>⑥ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用</u> <u>⑦ トンネル工事における呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)に要する費用</u> <u>⑧ 県産木材を利用した工事名標示板の設置に要する費用(1工事現場当り2基の工事名標示板加算額S9990の計上を標準とする。ただし、災害復旧工事を除く。)</u> <u>⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</u> <p style="text-align: right;">I-2-②-21</p> <p style="text-align: right;">①33</p>

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																														
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-22 (①34)	(削除) ※第5章 仮設工 ③交通誘導警備員(IV-2-③-1)へ移動	1) 交通誘導警備員の積算 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。 <div style="text-align: center;"> 表2.1 交通誘導警備員の計上区分 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計 算 式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$3.4A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$3.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5, 6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。 6. 上表における必要日数は、交通誘導員が必要となる各工種の設計数量を日当たり作業量で除して算出した各工種の作業日数の合計とすることを基本とする。この場合、各工種の作業日数は小数第2位を四捨五入して1位止めとし、合計作業日数は1日未満を切り捨て1日単位とする。 7. 必要日数の算出において上記6の方法で算出した場合、明らかに不相当であると判断される場合は、作業工程を検討するなど別途積算するものとする。 8. 指定路線(表3.1)の場合、当初設計から配置人員のうち1名を交通誘導警備員A、それ以外の配置人員を交通誘導警備員Bとして計上するものとする。ただし、警察署との道路交通法第80条に基づく協議等により交通誘導警備員Aを2名以上配置することが義務付けられた場合は必要数計上するものとする。 9. 指定路線でない場合、交通誘導警備員Bを必要数計上する。</p>	区分	現場条件	計 算 式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$	2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	4	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$
区分	現場条件	計 算 式																														
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																													
1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$																													
2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$																													
3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$																													
4	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$																													
5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$																													
6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$																													
		I-2-②-22 ①34																														

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																								
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-②-23 (①35)	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">※第5章 仮設工 ③交通誘導警備員(IV-2-③-2)へ移動</p> <p>1) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-23</p> <p style="text-align: left;">①35</p>	<p>(ロ) 「交通誘導警備員A」「交通誘導警備員B」について 福島県においては、表3.1に示す路線及び区間については、警備業法(昭和47年7月5日法律117号)第18条、警備員等の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条及び福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を1人以上配置しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 指定路線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指定路線</th> <th>区間</th> <th>施行年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">自動車専用道路</td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="vertical-align: middle;">福島県公安委員会が必要と認める道路</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">福島県の全域</td> </tr> <tr><td>国道6号</td></tr> <tr><td>国道13号</td></tr> <tr><td>国道49号</td></tr> <tr><td>国道114号</td></tr> <tr><td>国道115号</td></tr> <tr><td>国道118号</td></tr> <tr><td>国道121号</td></tr> <tr><td>国道288号</td></tr> <tr><td>国道289号</td></tr> <tr><td>国道294号</td></tr> <tr><td>国道349号</td></tr> <tr> <td>国道399号</td> <td>福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">平成19年6月19日</td> </tr> <tr> <td>国道459号</td> <td>福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く)</td> </tr> <tr> <td>県道福島飯坂線</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">福島県の全域</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">平成28年4月1日</td> </tr> <tr><td>県道日立いわき線</td></tr> <tr><td>県道原町川俣線</td></tr> <tr><td>県道いわき石川線</td></tr> <tr><td>県道小名浜四倉線</td></tr> <tr><td>県道いわき上三坂小野線</td></tr> <tr><td>県道小名浜平線</td></tr> <tr><td>県道常磐勿来線</td></tr> <tr><td>県道会津若松裏磐梯線</td></tr> <tr><td>県道河内郡山線</td></tr> <tr> <td>県道須賀川二本松線</td> <td>福島県の全域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・交通誘導警備員A 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。</p> <p>・交通誘導警備員B 警備業者の警備員または過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの。 ※交通誘導警備業務に係る一級、二級の検定合格者であっても配置義務のない道路の工事では交通誘導警備員Bとなるので注意すること。</p> <p>2) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-23</p> <p style="text-align: left;">①35</p>	指定路線	区間	施行年月日	自動車専用道路			福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域	国道6号	国道13号	国道49号	国道114号	国道115号	国道118号	国道121号	国道288号	国道289号	国道294号	国道349号	国道399号	福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く)	平成19年6月19日	国道459号	福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く)	県道福島飯坂線	福島県の全域	平成28年4月1日	県道日立いわき線	県道原町川俣線	県道いわき石川線	県道小名浜四倉線	県道いわき上三坂小野線	県道小名浜平線	県道常磐勿来線	県道会津若松裏磐梯線	県道河内郡山線	県道須賀川二本松線	福島県の全域	
指定路線	区間	施行年月日																																								
自動車専用道路																																										
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域																																								
	国道6号																																									
	国道13号																																									
	国道49号																																									
	国道114号																																									
	国道115号																																									
	国道118号																																									
	国道121号																																									
	国道288号																																									
	国道289号																																									
	国道294号																																									
	国道349号																																									
	国道399号	福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く)	平成19年6月19日																																							
	国道459号	福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く)																																								
県道福島飯坂線	福島県の全域	平成28年4月1日																																								
県道日立いわき線																																										
県道原町川俣線																																										
県道いわき石川線																																										
県道小名浜四倉線																																										
県道いわき上三坂小野線																																										
県道小名浜平線																																										
県道常磐勿来線																																										
県道会津若松裏磐梯線																																										
県道河内郡山線																																										
県道須賀川二本松線	福島県の全域																																									

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

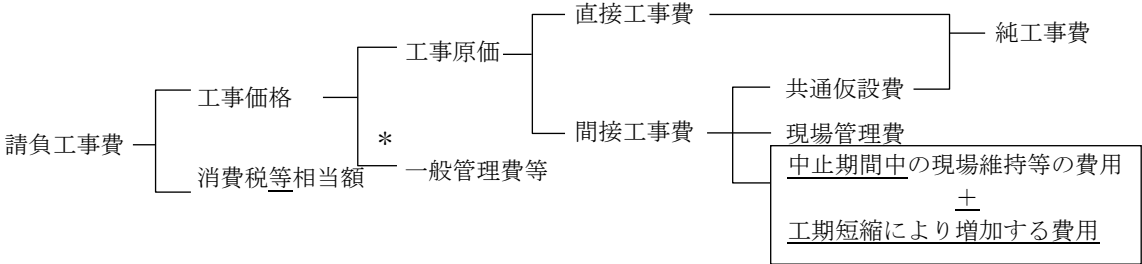
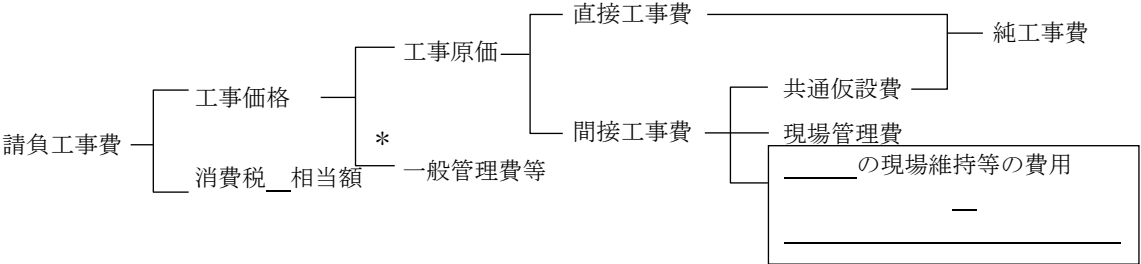
頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																										
第I編 第2章 ②間接工事費 I-2-② -27~31 (①39~43)	<p>3. 現場管理費</p> <p>(略)</p> <p>※別表第1の表番号(第○表)を、別表第1現場管理費率標準値の表に合わせ改正</p> <p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1(第1表~第10表)の現場管理費率に下表の補正値を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし、補正値の加算については、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝_____工事には適用しない。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="width: 10%;">補正値(%)</th> <th style="width: 50%;">補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(右記工種においては補正係数を適用)</td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td>重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地方部</td> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b. 空港</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c. 上記a, b以外</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※別表第1の表番号(第○表)を、別表第1現場管理費率標準値の表に合わせ改正</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-27~31</p> <p>①39~43</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事	市街地(右記工種においては補正係数を適用)	1.80	1.1	重要港湾・市街地に係る漁港	1.20		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.20	b. 空港	1.20	c. 上記a, b以外	1.20	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0	<p>3. 現場管理費</p> <p>(略)</p> <p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1(第1表~第9表)の現場管理費率に下表の補正値を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし、補正値の加算については、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。 なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施工地域・工事場所区分</th> <th style="width: 10%;">補正値(%)</th> <th style="width: 50%;">補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事、_____</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(右記工種においては補正係数を適用)</td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td>重要港湾・市街地に係る漁港</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地方部</td> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a. 地方港湾その他の漁港</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b. 空港</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c. 上記a, b以外</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>①39~43</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-27~31</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事、_____	市街地(右記工種においては補正係数を適用)	1.80	1.1	重要港湾・市街地に係る漁港	1.20		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		a. 地方港湾その他の漁港	1.20	b. 空港	1.20	c. 上記a, b以外	1.20	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0
施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事																																										
市街地(右記工種においては補正係数を適用)	1.80	1.1																																										
重要港湾・市街地に係る漁港	1.20																																											
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																											
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20																																										
	b. 空港	1.20																																										
	c. 上記a, b以外	1.20																																										
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0																																										
施工地域・工事場所区分	補正値(%)	補正係数 鋼橋架設工事、電線共同溝工事 道路維持工事、舗装工事、_____																																										
市街地(右記工種においては補正係数を適用)	1.80	1.1																																										
重要港湾・市街地に係る漁港	1.20																																											
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																																											
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20																																										
	b. 空港	1.20																																										
	c. 上記a, b以外	1.20																																										
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0																																										

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																																																																																																																										
第1編 第2章 ②間接工事費 I-2-② -33~35 (①45~47)	別表第1 現場管理費率標準値 第1表	別表第1 現場管理費率標準値 第1表																																																																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>50.42</td><td>1402.7748</td><td>-0.2110</td><td>17.70</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>49.55</td><td>504.9539</td><td>-0.1473</td><td>23.86</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>32.28</td><td>124.7766</td><td>-0.0858</td><td>21.08</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>39.28</td><td>96.0001</td><td>-0.0567</td><td>29.65</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>55.99</td><td>331.3254</td><td>-0.1128</td><td>31.99</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>36.11</td><td>135.7200</td><td>-0.0840</td><td>23.81</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>47.27</td><td>746.6897</td><td>-0.1751</td><td>19.82</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>53.50</td><td>1538.0400</td><td>-0.2131</td><td>18.58</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>50.02</td><td>439.5600</td><td>-0.1379</td><td>25.24</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>70.58</td><td>2682.7200</td><td>-0.2308</td><td>22.46</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>63.19</td><td>1884.1241</td><td>-0.2154</td><td>21.70</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。 ※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		河川工事	50.42	1402.7748	-0.2110	17.70	河川・道路構造物工事	49.55	504.9539	-0.1473	23.86	海岸工事	32.28	124.7766	-0.0858	21.08	道路改良工事	39.28	96.0001	-0.0567	29.65	鋼橋架設工事	55.99	331.3254	-0.1128	31.99	P C橋工事	36.11	135.7200	-0.0840	23.81	舗装工事	47.27	746.6897	-0.1751	19.82	砂防・地すべり等工事	53.50	1538.0400	-0.2131	18.58	公園工事	50.02	439.5600	-0.1379	25.24	電線共同溝工事	70.58	2682.7200	-0.2308	22.46	情報ボックス工事	63.19	1884.1241	-0.2154	21.70	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>50.42</td><td>1402.7748</td><td>-0.2110</td><td>17.70</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>33.86</td><td>63.1153</td><td>-0.0395</td><td>27.84</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>32.28</td><td>124.7766</td><td>-0.0858</td><td>21.08</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>39.28</td><td>96.0001</td><td>-0.0567</td><td>29.65</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.87</td><td>126.7170</td><td>-0.0631</td><td>34.27</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>36.11</td><td>135.7200</td><td>-0.0840</td><td>23.81</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>47.27</td><td>746.6897</td><td>-0.1751</td><td>19.82</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>53.50</td><td>1538.0400</td><td>-0.2131</td><td>18.58</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>50.02</td><td>439.5600</td><td>-0.1379</td><td>25.24</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>70.58</td><td>2682.7200</td><td>-0.2308</td><td>22.46</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>63.19</td><td>1884.1241</td><td>-0.2154</td><td>21.70</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。 ※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		河川工事	50.42	1402.7748	-0.2110	17.70	河川・道路構造物工事	33.86	63.1153	-0.0395	27.84	海岸工事	32.28	124.7766	-0.0858	21.08	道路改良工事	39.28	96.0001	-0.0567	29.65	鋼橋架設工事	46.87	126.7170	-0.0631	34.27	P C橋工事	36.11	135.7200	-0.0840	23.81	舗装工事	47.27	746.6897	-0.1751	19.82	砂防・地すべり等工事	53.50	1538.0400	-0.2131	18.58	公園工事	50.02	439.5600	-0.1379	25.24	電線共同溝工事	70.58	2682.7200	-0.2308	22.46	情報ボックス工事	63.19	1884.1241	-0.2154	21.70
	対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																						
		下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																								
	河川工事	50.42	1402.7748	-0.2110	17.70																																																																																																																																							
	河川・道路構造物工事	49.55	504.9539	-0.1473	23.86																																																																																																																																							
	海岸工事	32.28	124.7766	-0.0858	21.08																																																																																																																																							
	道路改良工事	39.28	96.0001	-0.0567	29.65																																																																																																																																							
	鋼橋架設工事	55.99	331.3254	-0.1128	31.99																																																																																																																																							
P C橋工事	36.11	135.7200	-0.0840	23.81																																																																																																																																								
舗装工事	47.27	746.6897	-0.1751	19.82																																																																																																																																								
砂防・地すべり等工事	53.50	1538.0400	-0.2131	18.58																																																																																																																																								
公園工事	50.02	439.5600	-0.1379	25.24																																																																																																																																								
電線共同溝工事	70.58	2682.7200	-0.2308	22.46																																																																																																																																								
情報ボックス工事	63.19	1884.1241	-0.2154	21.70																																																																																																																																								
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																									
河川工事	50.42	1402.7748	-0.2110	17.70																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	33.86	63.1153	-0.0395	27.84																																																																																																																																								
海岸工事	32.28	124.7766	-0.0858	21.08																																																																																																																																								
道路改良工事	39.28	96.0001	-0.0567	29.65																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	46.87	126.7170	-0.0631	34.27																																																																																																																																								
P C橋工事	36.11	135.7200	-0.0840	23.81																																																																																																																																								
舗装工事	47.27	746.6897	-0.1751	19.82																																																																																																																																								
砂防・地すべり等工事	53.50	1538.0400	-0.2131	18.58																																																																																																																																								
公園工事	50.02	439.5600	-0.1379	25.24																																																																																																																																								
電線共同溝工事	70.58	2682.7200	-0.2308	22.46																																																																																																																																								
情報ボックス工事	63.19	1884.1241	-0.2154	21.70																																																																																																																																								
	第2表	(なし)																																																																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>75.72</td><td>1810.3367</td><td>-0.2014</td><td>35.52</td></tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	75.72	1810.3367	-0.2014	35.52																																																																																																																								
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																							
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																									
橋梁保全工事	75.72	1810.3367	-0.2014	35.52																																																																																																																																								
	第3表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>70.33</td><td>726.1200</td><td>-0.1609</td><td>37.48</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>49.54</td><td>200.0400</td><td>-0.0962</td><td>34.01</td></tr> </tbody> </table> <p>※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。</p>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		道路維持工事	70.33	726.1200	-0.1609	37.48	河川維持工事	49.54	200.0400	-0.0962	34.01	第3表 第4表 第5表 第5-1表 第6表 第7表 第8表 第9表																																																																																																																	
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																								
		A	b																																																																																																																																									
道路維持工事	70.33	726.1200	-0.1609	37.48																																																																																																																																								
河川維持工事	49.54	200.0400	-0.0962	34.01																																																																																																																																								
	第4表 第5表 第6表 第6-1表 第7表 第8表 第9表 第10表	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)																																																																																																																																										
	(以下、略)	(以下、略)																																																																																																																																										
	I-2-②-33~35	I-2-②-33~35																																																																																																																																										
	①45~47	①45~47																																																																																																																																										

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)
<p>第I編 第9章 ①工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について I-9-①-1 (①109)</p>	<p>① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について</p> <p>福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第20条第3項に基づく一時中止に伴う増加費用、第21条第2項に基づく工期延長に伴う増加費用及び第22条第3項に基づく工期短縮に伴う増加費用の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>1-1 増加費用等の適用</p> <p>増加費用等の適用は、発注者が工事の中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">※フロー等は、工事一時中止に係るガイドライン参照。</p> <p>1-2 増加費用等の範囲</p> <p>増加費用として積算する範囲は、<u>工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</u></p> <p>(1) <u>工事現場の維持に要する費用</u> 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ。)を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(2) <u>工事体制の縮小に要する費用</u> 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(3) <u>工事の再開準備に要する費用</u> 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>(4) <u>中止により工期延期となる場合の費用</u> 中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>(5) <u>工期短縮を行った場合の費用</u> 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> <p style="text-align: right;">I-9-①-1</p> <p style="text-align: center;">①109</p>	<p>① 発注者の責めに帰す工期の延長に伴う増加費用等の取扱い</p> <p>福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第21条第2項に基づく、<u>発注者の責めに帰す工期の延長に伴う増加費用等の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 増加費用等の適用及び範囲</p> <p>1-1 増加費用等の適用</p> <p>増加費用等の適用は、約款第21条第1項に基づく受注者からの工期の延長変更の請求を受け又は発注者が約款第20条第1項又は第2項に基づき工事の施工を一時中止させ、必要があると認め工期を延長する場合であって、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合に適用するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>発注者の責めに帰す事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査不足による支障物件の未把握又は移転手続きの遅れ ・住民等への説明不足によるトラブル ・受注者への指示遅延 等 </div> <pre> graph TD A[受注者 約款第21条第1項 工期の延長変更の請求] --> B[発注者 約款第21条第2項 工期延長を判断] B --> C[工期を変更する] B --> D[工期の変更なし] C --> E[発注者の責めに帰す] C --> F[発注者の責めに帰さない] E --> G[約款第20条第1項、第2項 工事の一時中止を伴う] F --> H[約款第20条第1項、第2項 工事の一時中止を伴わない] G --> I[請負額の変更あり (率計上費※・積上げ費)] H --> J[請負額の変更あり (積上げ費のみ)] D --> K[請負額の変更なし] </pre> <p>※ 率計上費は一時中止期間中の現場維持等に要する費用である。なお、I-9-①-3の注意事項に留意すること。</p> <p>1-2 増加費用等の範囲</p> <p>増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ. 工事現場の維持に要する費用 ロ. 工事体制の縮小に要する費用 ハ. 工事の再開・準備に要する費用 ・本支店における増加費用 <p style="text-align: right;">I-9-①-1</p> <p style="text-align: center;">①109</p>

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)
第I編 第9章 ①工事の一時中止に伴う増 加費用等の積 算について I-9-①-2 (①110)	<p>2. 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成 中止期間中の現場維持等に要する費用は、<u>工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</u></p>  <p style="text-align: center;">*中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) <u>中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</u></p> <p>増加費用は、原則、<u>工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、中止期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</u></p> <p>2-2 <u>中止期間中の現場維持等に要する費用</u></p> <p>(1) <u>標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</u></p> <p>1) 積上げ項目 積上げ計上する項目は、<u>直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</u> イ. <u>直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</u> ロ. <u>直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</u></p> <p>2) 率で計上する項目 中止に伴い増加する費用の内、<u>現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</u></p> <p>イ. 運搬費の増加費用 <u>現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</u></p> <p>ロ. 安全費の増加費用 <u>工事現場の維持に要する費用(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)</u></p> <p>ハ. 役務費の増加費用 <u>仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</u></p> <p>ニ. 営繕費の増加費用 <u>現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</u></p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用 <u>現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</u></p>	<p>2. 土木工事標準積算基準に基づき積算している工事の増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成 増加費用等の算定は、<u>現場維持等に要する費用を、工事原価に含め一般管理費等の対象とする。</u></p>  <p style="text-align: center;">*_____本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) _____<u>発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</u></p> <p>2-2 _____<u>現場維持等に要する費用</u></p> <p>(1) _____<u>現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</u></p> <p>1) 積上げ項目 積上げ計上する項目は、<u>直接工事費(仮設工含む)及び安全費並びに事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</u> イ. <u>直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</u> ロ. <u>直接工事費(仮設工含む)及び安全費並びに事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</u></p> <p>2) 率で計上する項目 一時中止に伴い増加する費用の内、<u>現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</u></p> <p>イ. 運搬費の増加費用 <u>現場搬入済みの建設機械(質量20t未満)の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</u></p> <p>ロ. 安全費の増加費用 <u>工事現場の維持に要する費用(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)</u></p> <p>ハ. 役務費の増加費用 <u>仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</u></p> <p>ニ. 営繕費の増加費用 <u>現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</u></p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用 <u>現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</u></p>
	<p style="text-align: center;">I-9-①-2</p> <p style="text-align: right;">①110</p>	<p style="text-align: center;">I-9-①-2</p> <p style="text-align: right;">①110</p>

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)
第I編 第9章 ①工事の一時中止に伴う増合費用等の積算について I-9-①-3 (①111)	<div style="text-align: right;">コード番号 S9801</div> <p>(2) 算定方法 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。 $G = dg \times J + \alpha$ ただし、 G：中止期間中の現場維持等の費用(単位 円 1,000 円未満切り捨て) dg：中止に係る現場経費率(% 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目 J：対象額(中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000 円未満切り捨て) α：積上げ費用(単位 円 1,000 円未満切り捨て) (前記2-2(1)1)に示す積上げ項目)</p> <p>中止に伴い増加する現場経費率</p> $dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^{b+N}})^B - (\frac{J}{a \times J^b})^B \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：中止に伴い増加する現場経費率(% 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目 J：対象額(中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000 円未満切り捨て) N：中止日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。 R：公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A： B： a： 各工種毎に決まる係数(別表-1) b：</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">※適用等は、工事一時中止に係るガイドライン参照。</p> <p style="text-align: center;">I-9-①-3</p> <p style="text-align: center;">①111</p>	<div style="text-align: right;">コード番号 S9801</div> <p>(2) 率計上費用の算定方法 一時中止に伴う現場維持等に要する費用のうち率で計上する費用の算定は、下記の式により算定する。 $G = dg \times J$ ただし、 G：中止期間中の現場維持等の費用(円 1,000 円未満切り捨て) dg：一時中止に係る現場経費率(% 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目 J：対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(円 1,000 円未満切り捨て)</p> <p>一時中止に伴い増加する現場経費率</p> $dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^{b+N}})^B - (\frac{J}{a \times J^b})^B \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：一時中止に伴い増加する現場経費率(% 小数第4位四捨五入3位止め) (前記2-2(1)2)に示す率項目 J：対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(円 1,000 円未満切り捨て) N：一時中止日数(日) R：公共工事設計労務単価(世話役) A： B： a： 工種毎に決まる係数(別表-1) b：</p> <p>※ 共通仮設費率及び現場管理費率の対象外とし、一般管理費率のみ対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【注意】当該率計上費は次にあげる事由の場合は適用しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時中止を伴わない工期延長の場合 <ul style="list-style-type: none"> ※ 工事を継続することによって現場維持が可能であることから適用外 ・道路維持工事、河川維持工事等のうち経常的な維持工事である場合 ・一時中止期間が3箇月を超える場合 ・一時中止期間中に現場維持等の措置をとらない場合 ・約款第2条関係(関連工事の調整)に基づく工期延長 ・約款第18条関係(条件変更等)に基づく増工による工期延長 ・約款第19条関係(設計図書の変更)に基づく増工による工期延長 ・約款第20条関係(工事の中止)に基づく工事の部分的な中止(一部中止)。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 一部中止にあつては、工事が継続されることで現場維持が可能であることから適用外 ・約款第29条関係(不可抗力による損害)による工期延長 ・受注者の責めに帰す遅延による工期延長 ・工事着手前(現場事務所、工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手する前)の工事の中止による工期延長 </div> <p style="text-align: center;">I-9-①-3</p> <p style="text-align: center;">①111</p>

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)							旧(平成27年10月1日)										
第I編 第9章 ①工事の一時中止に伴う増合費用等の積算について I-9-①-4 (①112)	別表-1							別表-1										
	工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b	工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b		
			地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等影響有)山間僻地離島	市街地(DID地区・準ずる地区)						地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等影響有)山間僻地離島	市街地(DID地区・準ずる地区)					
	河川工事		739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	河川工事		739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311		
	河川・道路構造物工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	河川・道路構造物工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075		
	海岸工事		105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	海岸工事		105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498		
	道路改良工事		339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	道路改良工事		339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348		
	鋼橋架設工事		550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	鋼橋架設工事		550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607		
	PC橋工事		476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	PC橋工事		476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058		
	橋梁保全工事		180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	(なし)									
	舗装工事		453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	舗装工事		453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226		
	共同溝等工事		(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058	共同溝等工事		(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
			(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559			(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
	トンネル工事		293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	トンネル工事		293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252		
	砂防・地すべり等工事		151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	砂防・地すべり等工事		151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357		
道路維持工事		96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	道路維持工事		96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933			
河川維持工事		439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	河川維持工事		439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544			
下水道工事		(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356	下水道工事		(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356	
		(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771			(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771	
		(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258			(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258	
公園工事		244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	公園工事		244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740			
コンクリートダム工事		351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	コンクリートダム工事		351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998			
フィルダム工事		508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	フィルダム工事		508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440			
電線共同溝工事		256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	電線共同溝工事		256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740			
工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b	工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b			
		重要港湾 地方港湾(1) 市街地に係る 漁港	地方港湾(2) 地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等の 影響あり)	地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等の 影響なし)						重要港湾 地方港湾(1) 市街地に係る 漁港	地方港湾(2) 地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等の 影響あり)	地方港湾(3) その他の漁港 (一般交通等の 影響なし)						
港湾・漁 港工事	浚渫工事	60.3	58.3	55.2	-0.0709	0.7347	0.2713	港湾・漁 港工事	浚渫工事	60.3	58.3	55.2	-0.0709	0.7347	0.2713			
	構造物工事	36.6	35.4	33.5	-0.0311	0.5764	0.2992		構造物工事	36.6	35.4	33.5	-0.0311	0.5764	0.2992			
工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b	工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b			
		市街地 (DID 地区・準ず る地区)	山間僻地 離島	地 方 部						市街地 (DID 地区・準ず る地区)	山間僻地 離島	地 方 部						
交通 影響なし	交通 影響あり			交通 影響なし	交通 影響あり													
空港用地造成工事		99.0	95.7	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539	空港用地造成工事		99.0	95.7	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539	
空港舗装工事		210.4	203.5	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663	空港舗装工事		210.4	203.5	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663	
I-9-①-4							I-9-①-4											
①112							①112											

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																																												
第I編 第5章 ㉓交通誘導警備員 II-5-㉓-1 (①812)	<p>㉓ 交通誘導警備員</p> <p>1. <u>適用範囲</u> 本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。</p> <p>2. <u>計上区分</u> 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 交通誘導警備員の計上区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計 算 式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$3.4A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$3.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5, 6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。 6. 上表における必要日数は、交通誘導警備員が必要となる各工種の設計数量を日当たり作業量で除し、その算出した作業日数を新工事工種体系のレベル3ごとに算出し、合計することを基本とする。この場合、各工種の作業日数は小数第2位を四捨五入して1位止めとし、新工事工種体系のレベル3における合計日数については1日未満を切り上げ、1日単位とする。 7. 必要日数の算出において上記6の方法で算出した場合、明らかに不相当であると判断される場合は、作業工程を検討するなど別途積算するものとする。 8. 指定路線(表3.1)の場合、当初設計から配置人員のうち1名を交通誘導警備員A、それ以外の配置人員を交通誘導警備員Bとして計上するものとする。ただし、警察署との道路交通法第80条に基づく協議等により交通誘導警備員Aを2名以上配置することが義務付けられた場合は必要数計上するものとする。 9. 指定路線でない場合、交通誘導警備員Bを必要数計上する。</p> <p style="text-align: center;">II-5-㉓-1</p> <p style="text-align: center;">①812</p>	区分	現場条件	計 算 式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$	2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	4	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$	<p>※②間接工事費(I-2-②-22)より移動</p> <p>1) <u>交通誘導警備員の積算</u> 現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 交通誘導警備員の計上区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="2">計 算 式</th> </tr> <tr> <th>交通誘導警備員A</th> <th>交通誘導警備員B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.2A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$1.8A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)</td> <td style="text-align: center;">$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$3.0A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)</td> <td style="text-align: center;">$3.4A \times \text{必要日数} \times N$</td> <td style="text-align: center;">$3.5A \times \text{必要日数} \times N$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。 3. 区分5, 6は2交替制勤務とする。 4. 交替要員有りは、休憩、休憩時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。 6. 上表における必要日数は、交通誘導警備員が必要となる各工種の設計数量を日当たり作業量で除して算出した各工種の作業日数の合計とすることを基本とする。この場合、各工種の作業日数は小数第2位を四捨五入して1位止めとし、合計作業日数は1日未満を切り捨て、1日単位とする。 7. 必要日数の算出において上記6の方法で算出した場合、明らかに不相当であると判断される場合は、作業工程を検討するなど別途積算するものとする。 8. 指定路線(表3.1)の場合、当初設計から配置人員のうち1名を交通誘導警備員A、それ以外の配置人員を交通誘導警備員Bとして計上するものとする。ただし、警察署との道路交通法第80条に基づく協議等により交通誘導警備員Aを2名以上配置することが義務付けられた場合は必要数計上するものとする。 9. 指定路線でない場合、交通誘導警備員Bを必要数計上する。</p>	区分	現場条件	計 算 式		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$	2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	4	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$
区分	現場条件			計 算 式																																																										
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																																																											
1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
4	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
区分	現場条件	計 算 式																																																												
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B																																																											
1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
4	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$																																																											
6	24時間勤務 実働 24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$																																																											

土木工事標準積算基準〔I〕(平成27年10月1日)新旧対照表

頁	新(平成28年5月1日)	旧(平成27年10月1日)																																						
第I編 第5章 ㉓交通誘導警備員 II-5-㉓-2 (①813)	<p>(ロ) 「交通誘導警備員A」「交通誘導警備員B」について 福島県においては、表3.1に示す路線及び区間については、警備業法(昭和47年7月5日法律117号)第18条、警備員等の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条及び福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備検定(1級又は2級)の合格者を1人以上配置しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 指定路線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指定路線</th> <th style="width: 30%;">区間</th> <th style="width: 50%;">施行年月日</th> </tr> <tr> <th>自動車専用道路</th> <th>供用区間</th> <th>供用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">福島県公安委員会が必要と認める道路</td> <td>国道4号</td> <td rowspan="14">福島県の全域</td> </tr> <tr><td>国道6号</td></tr> <tr><td>国道13号</td></tr> <tr><td>国道49号</td></tr> <tr><td>国道114号</td></tr> <tr><td>国道115号</td></tr> <tr><td>国道118号</td></tr> <tr><td>国道121号</td></tr> <tr><td>国道288号</td></tr> <tr><td>国道289号</td></tr> <tr><td>国道294号</td></tr> <tr><td>国道349号</td></tr> <tr> <td>国道399号</td> <td>福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く)</td> </tr> <tr> <td>国道459号</td> <td>福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く)</td> </tr> <tr> <td>県道福島飯坂線</td> <td rowspan="8">福島県の全域</td> </tr> <tr><td>県道日立いわき線</td></tr> <tr><td>県道原町川俣線</td></tr> <tr><td>県道いわき石川線</td></tr> <tr><td>県道小名浜四倉線</td></tr> <tr><td>県道いわき上三坂小野線</td></tr> <tr><td>県道小名浜平線</td></tr> <tr><td>県道常磐勿来線</td></tr> <tr> <td>県道会津若松裏磐梯線</td> <td>福島県会津若松市の全域</td> </tr> <tr> <td>県道河内郡山線</td> <td rowspan="2">福島県の全域</td> </tr> <tr> <td>県道須賀川二本松線</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年6月19日 平成28年4月1日 平成19年6月19日 平成28年4月1日</p> <p>・交通誘導警備員A 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。 ・交通誘導警備員B 警備業者の警備員または過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの。 ※交通誘導警備業務に係る一級、二級の検定合格者であっても配置義務のない道路の工事では交通誘導警備員Bとなるので注意すること。</p> <p style="text-align: center;">II-5-㉓-2</p> <p>①812-2</p>	指定路線	区間	施行年月日	自動車専用道路	供用区間	供用日	福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域	国道6号	国道13号	国道49号	国道114号	国道115号	国道118号	国道121号	国道288号	国道289号	国道294号	国道349号	国道399号	福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く)	国道459号	福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く)	県道福島飯坂線	福島県の全域	県道日立いわき線	県道原町川俣線	県道いわき石川線	県道小名浜四倉線	県道いわき上三坂小野線	県道小名浜平線	県道常磐勿来線	県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域	県道河内郡山線	福島県の全域	県道須賀川二本松線	<p>※②間接工事費(I-2-㉓-23)より移動</p> <p>移動後、改正なし</p>
指定路線	区間	施行年月日																																						
自動車専用道路	供用区間	供用日																																						
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域																																						
	国道6号																																							
	国道13号																																							
	国道49号																																							
	国道114号																																							
	国道115号																																							
	国道118号																																							
	国道121号																																							
	国道288号																																							
	国道289号																																							
	国道294号																																							
	国道349号																																							
	国道399号		福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く)																																					
	国道459号		福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く)																																					
県道福島飯坂線	福島県の全域																																							
県道日立いわき線																																								
県道原町川俣線																																								
県道いわき石川線																																								
県道小名浜四倉線																																								
県道いわき上三坂小野線																																								
県道小名浜平線																																								
県道常磐勿来線																																								
県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域																																							
県道河内郡山線	福島県の全域																																							
県道須賀川二本松線																																								